

佐賀県告示第 339 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 4 項の規定により、平成 30 年 1 月 26 日佐賀県告示第 12 号で指定した要措置区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成 30 年 8 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 指定を解除する要措置区域  
神埼郡吉野ヶ里町立野字立野 7 番 1 の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項に定める基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物
- 3 1 の要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置  
地下水の水質の測定及び土壤汚染の除去